

平成30年7月18日
東京土地家屋調査士会
研 修 部

**埼玉土地家屋調査士会「第1回会員業務研修会」
の開催について（お知らせ）**

このたび、埼玉土地家屋調査士会より、標記研修会（受講料：無料）の開催について、別紙のと通りの案内がありました。

受講を希望される会員におかれては、別添の「参加申込書」に所要の事項をご記入の上、埼玉会へ直接お申し込み下さるよう、お知らせ致します。

埼調発第228号
平成30年7月17日

関東ブロック協議会内
各土地家屋調査士会 会長 様

埼玉土地家屋調査士会
会長 高柳 淳之助



第1回会員業務研修会の開催について（通知）

盛夏の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃は、本会会務運営に対し、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、第1回会員業務研修会を下記のとおり開催いたします。万障お繰り合わせの上、ご出席くださるよう通知いたします。

記

日 時 平成30年8月30日（木）
受 付 午後12時30分～1時
研修会 午後1時～5時15分
場 所 『さいたま市民会館うらわ』（別紙参照）
所在地 さいたま市浦和区仲町2-10-22 TEL 048-822-7101
受講料 無料

第一部 「オンライン申請のお願い」

講師 さいたま地方法務局 登記情報システム管理官 石田 千恵子 様

「長期相続登記未了土地の解消に向けて」

講師 さいたま地方法務局 不動産登記部門統括登記官 中山 要次郎 様

「所有者不明土地問題について（変則型登記を中心）」

講師 さいたま地方法務局 不動産登記部門総括表示登記専門官 笠原 寿昭 様

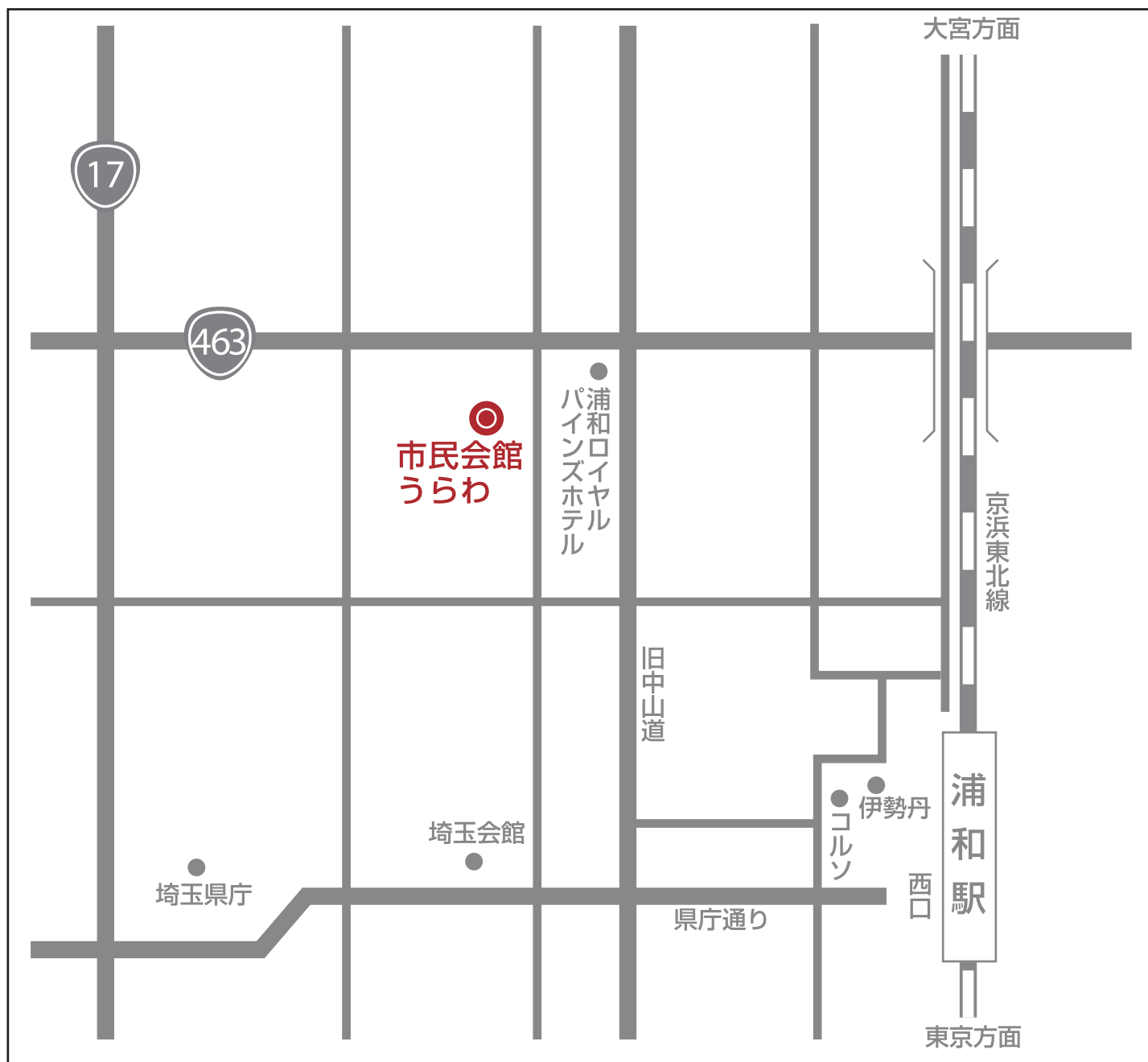
最近オンライン登記申請の利用者が横ばい状態になっています。きたるV30方式に速やかに切り替えていただくために今からオンライン登記申請の準備をお願いします。
隣接地の立会で常々困っているのは所有者不明土地・相続登記未了土地など。
現在、法務局ではどのように解消しようと考えているのか？今回は短い時間の中ですが貴重なお話を伺います。

第二部 「クレームの心理と対応の技法」

講師 消費者相談コンサルタント 清水 武夫 様

我々が業務をしていく中で最近良く耳にすることはクレーム問題です。確力に対応の仕方が間違っている場合は我々の責任ですが、自分に心当たりが無いのに言われてしまう、いわゆるクレーム者が大変多くなっています。そこでクレーム対策に対する第一人者として清水先生は各地で多くの講演を行っており、大好評だと聞いております。是非皆様にも聞いて頂きたくご参加していただきますようお願い致します。

- *この研修は、土地家屋調査士法第25条(研修)による義務付けられた研修です。
- *この研修は、土地家屋調査士CPDの対象となります。
- *午後1時～5時までの受講で4.0ポイントを付与します。(予定) 後日、貴属会へ報告致します。
- *必ず会員証をご持参ください。
- *補助者の方も参加可能です。



< 市民会館うらわ >

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-10-22 / TEL.048-822-7101

(別 添)

第1回会員業務研修会 参加申込書
(関ブロ各会用)

平成30年8月30日（木）開催、埼玉土地家屋調査士会
平成30年度 第1回会員業務研修会に出席します。

平成30年 月 日

所属会 東京土地家屋調査士会

登録番号

役 職

氏 名

補助者名

*補助者の出席も可能です。

本申込書に所要の事項をご記入の上、**8月24日（金）まで**に直接、
埼玉土地家屋調査士会へ、メール又はFAXにてお申込みください。

◎メール office@saitama-chosashi.org

© FAX 048-862-0916